

Economic Indicators

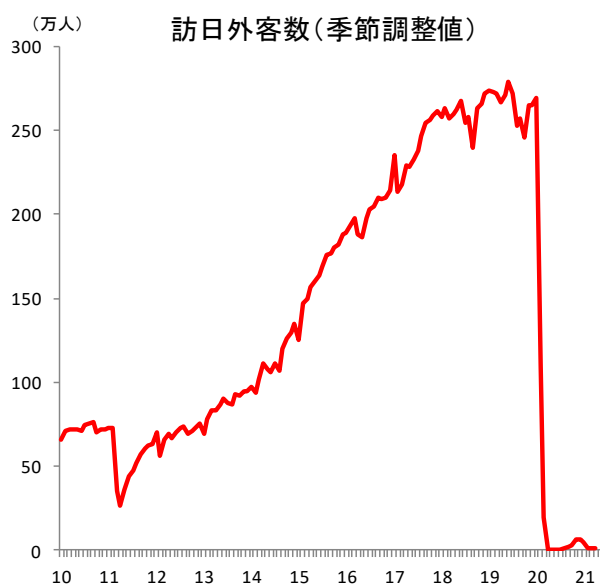
発表日: 2021年5月19日(水)

訪日外客数(2021年4月)

～水際対策が強化される日本と観光客受入の動きが見られる海外。ワクチンの普及によって分かれる観光業の明暗～

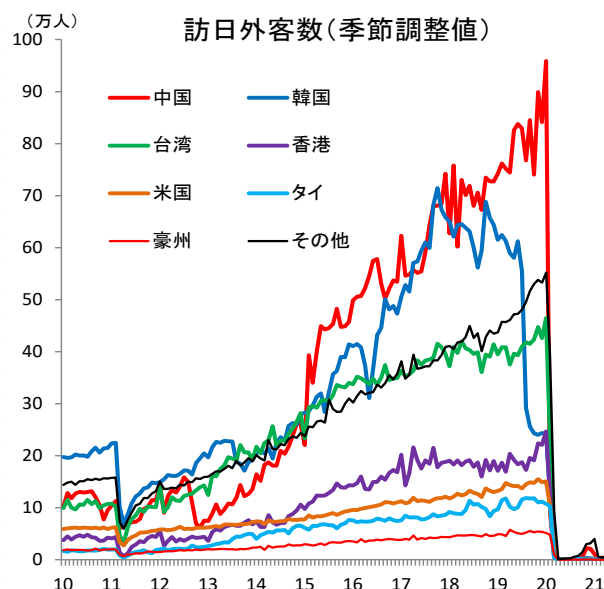
第一生命経済研究所 経済調査部

主任エコノミスト 小池 理人 (TEL: 03-5221-4573)



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」

(注) 季節調整は第一生命経済研究所



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」

(注) 季節調整は第一生命経済研究所

○水際対策の影響を受けて、訪日客は底這い圏での推移が続く

5月19日に日本政府観光局 (JNTO) から発表された21年4月の訪日外客数は10,900人、新型コロナウイルスの影響前の2019年比で▲99.6%、季節調整値では前月比▲20.6%となった。水際対策強化の影響により、訪日外客数の底這い圏での推移が続いている。

訪日客消費についてみても、水際対策の強化を受けて蒸発状態が続いている。訪日客消費は、GDPでは「非居住者家計の国内での直接購入」としてカウントされるが、これはサービス輸出の一部に該当する。入国制限により訪日客数が減少して以降、インバウンド需要 (実質・非居住者家計の国内での直接購入) は、2020年1-3月期: 前期比▲44.9%→2020年4-6月期: 同▲81.2%→2020年7-9月期: 同+9.0%→2020年10-12月期: 同+1.1%と推移しており、入国制限による急減後、入国制限の緩和を受けて極めて弱い動きながらも2期連続でプラスとなっていたが、水際対策の強化を受けて2021年1-3月期は同▲7.7%と再び減少する結果となった。

○ワクチンの普及によって分かれる観光業の明暗

今後の訪日外客数の動向について、当面の間は蒸発状態が続くことが見込まれる。変異ウイルスの感染状況の悪化を背景に、インドなど感染状況の悪化している国からの在留資格保持者の再入国を当分の間、特段の事情が無い限り拒否とするなど、水際対策は一層厳しさを増しており、入国制限が早期に緩和されることは期待し難い状況である。感染状況の改善やワクチンの普及等によって、今後入国制限は徐々に緩和されていくことが見込まれるが、そのペースは緩やかなものとなることが予想され、訪日外客数の約9割を占める観光客について入国制限の緩和が行われるまでには相当程度の時

間がかかることになるだろう。

一方で、海外では外国からの観光客を受け入れる動きがみられている。ギリシャでは14日からEUや米国・英国などからの旅行者に対し、ワクチン接種を終えた証明かPCR検査での陰性証明を提示することを条件に隔離期間を撤廃し、イタリアでは16日からワクチン接種を終えた証明があれば観光客を受け入れるとしており、水際対策が強化されている日本と対照的な動きとなっている。これらの国々で観光客の受入れが進み、徐々に観光業が正常化に向かうことが予想されるが、日本においてはワクチンの遅れによって観光業の停滞が継続することとなる。長期的には日本でもワクチン接種が進み、正常化に向かうことが想定されるが、当面の間はワクチン普及の遅れが入国制限緩和を遅らせ、観光業の重石となる状況が続くことになるだろう。

入国制限の緩和状況

7月29日	タイ、ベトナムとの間でレジデンストラックの受付を開始。 入国拒否対象地域指定以前に日本を出国した再入国許可保持者の再入国に向けた手続きを開始。
9月1日	在留資格を有する外国人の再入国を原則容認。
9月8日	マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾との間でレジデンストラック（※1）の受付を開始。
9月18日	シンガポールとの間でビジネストラック（※2）の受付を開始。
9月30日	シンガポールとの間でレジデンストラックの受付を開始。
10月8日	韓国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始。 ブルネイとの間でレジデンストラックの受付を開始。
11月1日	ベトナムとの間でビジネストラックの受付を開始。
11月30日	中国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始。
12月28日	すべての国・地域からの外国人の新規入国を原則停止。
1月9日	緊急事態宣言の解除宣言が発せられるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施。
1月14日	緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用を停止。当分の間、全ての入国者に対し、当分の間、入国時に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について誓約を求めるとともに、誓約に違反した場合には、検査法上の停留の対象にし得るほか、氏名や感染拡大の防止に資する情報等が公表され得る。
3月18日	日本への入国者全員にCOCOAなどのアプリをインストールしたスマートフォンの携行を義務付け（羽田空港、成田空港第2ターミナルから開始）。
5月10日	インド・パキスタン及びネパールからのすべての入国者及び帰国者に対して検疫所長の指定する場所での待機を求められることとなり、入国後3日目・6日目の検査で陰性と判定された者については指定された施設を退所し、入国後14日間の自宅待機を求められる。
5月14日	インド・パキスタン及びネパールの3か国に、本邦への上陸申請日前14日以内に滞在歴のある在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り拒否。
5月21日	変異株B.1.617指定国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対して検疫所長の指定する場所での待機を求め、その上で入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については指定された施設を退所し、入国後14日間の自宅待機を求められる。変異株B.1.617指定国・地域のうち、現地の感染状況、日本の空港検疫での検査等を総合的に判断の上、リスクが高いと判断されるすべての入国者及び帰国者に対しては、検疫所長の指定する場所での待機を求められ、入国後3日目・6日目の検査で陰性と判定された者については指定された施設を退所し、入国後14日間の自宅待機を求められる。このうち、特に高い懸念があると判断された国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り拒否。

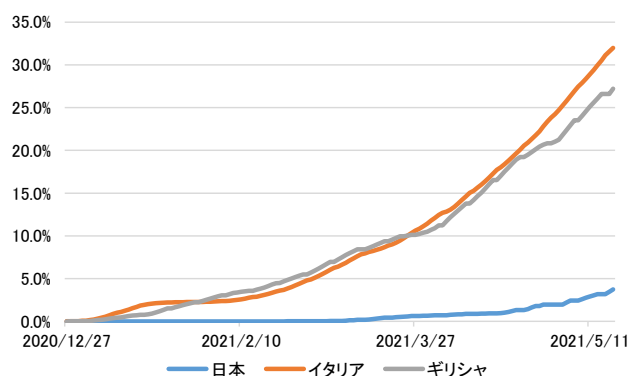
（※1）レジデンストラック

本件措置により例外的に相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機は維持される、主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在者用のスキーム。

（※2）ビジネストラック

例外的に相手国又は本邦への入国が認められ、「活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）、主に短期出張者用のスキーム。

ワクチン接種率（1回以上）の推移



（出所）Our World in Data

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

